

優先権証明書の翻訳文提出に係る Rule 53(3) EPC の改正

2013年04月15日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

提出改正前の EP 特許の付与に関する条約の施行規則 (Rule 53(3) EPC) によれば、EP 特許出願に関し、優先権証明書の翻訳文の提出を審査官から求められた場合のみ、出願人／特許権者は上記翻訳文を指定期間内に提出しなければなりません。

【Rule 53 EPC 優先権書類 (改正前)】

- (1) 優先権を主張する出願人は、先の出願の写しを、主張する最先の優先日から 16 月以内に提出しなければならない。この写し及び先の出願の出願日は、その出願を受けた当局によって、正しいものとして証明されなければならない。
- (2) 先の出願の写しは、欧州特許庁において入手可能なその出願の写しが欧州特許庁長官によって定められた条件に基づいて欧州特許出願のファイルに挿入されることとなっている場合は、正規に提出されたものとみなす。
- (3) 先の出願が欧州特許庁の公用語によるものでなく、かつ、優先権主張の有効性がその発明の特許性についての決定に関連するときは、欧州特許庁は、欧州特許の出願人又は所有者に、指定する期間内に公用語の 1 によるその出願の翻訳文を提出するよう求める。その代わりとして、当該欧州特許出願が先の出願の完全な翻訳文である旨の Declaration を提出することができる。(2)を準用する。

改正前の Rule 53(3) EPC の上記規定から明らかなように、優先権証明書の翻訳文の提出が求められた場合であって、出願人が EPO に提出しなかった場合であっても、法的制裁は課せられていませんでした。

今回、Rule 53(3) EPC が改正され、上記の場合には、法的制裁が課せられることになりました (施行日：2013 年 4 月 1 日) *1。このことに関し、以下に説明します。

【全 4 頁】

*1 LINK: <http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20130227a.html>

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.